

第72回

定時株主総会 招集ご通知

平成28年4月1日 ▶ 平成29年3月31日

開催
日時

平成29年6月23日(金曜日)
午前10時

開催
場所

群馬県桐生市広沢町一丁目2789番地1
株式会社ミツバ ミツバビル7階ホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので

平成29年6月22日(木曜日)午後5時まで

に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

MITSUBA

株式会社 ミツバ

証券コード 7280

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

第72回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告.....	4
連結計算書類.....	28
計算書類.....	31
監査報告書.....	34
株主総会参考書類.....	38

証券コード 7280
平成29年6月7日

株主各位

群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地
株式会社 ミツバ
代表取締役会長 日野 昇

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月22日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日(金曜日)午前10時
2. 場 所 群馬県桐生市広沢町一丁目2789番地1
株式会社ミツバ ミツバビル7階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第72期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以上

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただける方



株主総会開催日時

平成29年 6月23日
(金曜日)午前10時

当日ご出席の際は、必ず株主さま（当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人とする場合の当該株主さまを含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主さまに限ります）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

株主総会にご出席いただけない方



▶ 郵送

行使期限

平成29年 6月22日
(木曜日)午後5時
到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

▶ インターネット



行使期限

平成29年 6月22日
(木曜日)午後5時
行使分まで

当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

インターネットによる行使方法の詳細は **次頁** をご覧ください

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用いただくことができます。

- ◎ 開会間際には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
なお、受付開始時刻は午前8時30分を予定しております。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mitsuba.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mitsuba.co.jp>）に掲載させていただきます。

インターネットによる行使方法

平成29年6月22日（木曜日）午後5時行使分まで



1 議決権行使サイトへアクセス (<http://www.evotote.jp/>)

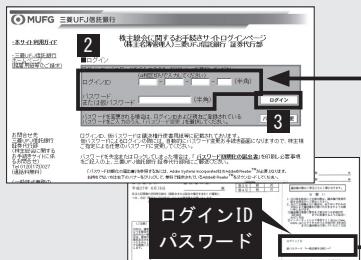


1 「次の画面へ」をクリック

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



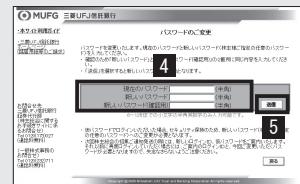
2 ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知します。)

3 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録



4 「現在のパスワード」入力欄、「新しいパスワード」入力欄および「新しいパスワード（確認用）」入力欄の全てに入力
(パスワードはお忘れにならないようご注意ください。)

5 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

● 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evotote.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

● 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

● 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

☎0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 9:00~21:00

(提供書面)

事業報告

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善と、輸出の回復などを背景に企業収益は改善に向かい、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかし、英国のEU離脱問題や米国の大統領選挙の結果に反応した、株式市場や為替相場の変動により、経済環境は不安定な状況で推移しました。

世界経済は、年前半に米国経済の足踏み状況や中国経済の失速懸念から減速し、年後半は米国経済の回復や各種政策による中国経済の下支えにより持ち直しました。しかしながら、保護貿易主義などの政策に関する混乱等を背景に不確実性が高まるなど、当社を取り巻く環境は、依然として先行きが不透明な状況で推移しました。

このような状況のなか、2016年度の国内四輪車販売は5,078千台（前年度比2.8%増）と復調しました。軽自動車は1,720千台（前年度比5.1%減）と落ち込んだものの、登録車が3,358千台（前年度比7.5%増）と好調に推移し、全体の伸びを支えました。

グローバルに目を向けると、米国は原油価格の低下や低金利などにより、自動車販売も好調を持続し、暦年で17,550千台（前年比0.4%増）と過去最高を記録しました。特にライトトラックの伸びが大きく、乗用車の減少をカバーしました。欧州においては主要各国がそろって好調を維持し、暦年で15,132千台（前年比6.5%増）となりました。中国は暦年で28,028千台（前年比13.9%増）と伸び率が大きく回復し、8年連続の世界一を記録しました。

二輪車の国内販売・出荷台数は、利用者の高齢化や若年人口の減少という構造的な要因等により、原付一種をはじめとする全カテゴリーにおいて前年度を下回り、全体で341千台（前年度比6.4%減）となりました。一方、グローバルではASEAN諸国や中国、ブラジル等の主要市場において縮小が続くなか、インドにおいては日系メーカーのスクーターの伸びが顕著となっており、モーターバイクの伸びと相まって堅調に推移しました。

このような環境のなか、当社グループの連結売上高は3,279億77百万円（前期比1.6%減）、連結営業利益は226億87百万円（前期比0.9%減）、連結経常利益は為替差損の減少等により202億13百万円（前期比3.0%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、製品不具合費用発生に伴う製品保証費の引当と損害補償損失等引当金繰入を特別損失として計上し、50億82百万円（前期比40.3%減）となりました。

事業の種類別セグメント情報は次のとおりであります。

輸送用機器関連事業は、日本の自動車生産台数が回復したことと、米国、中国の自動車生産が好調を維持したことにより、売上は増加いたしました。しかし、年度を通して円高に推移したことで、売上高は3,144億44百万円（前期比1.8%減）、営業利益は217億60百万円（前期比1.5%減）となりました。

情報サービス事業は、公共分野や民間分野の受注拡大と収益構造の改善に取り組み、売上高は134億55百万円（前期比3.1%増）、営業利益は6億79百万円（前期比5.6%増）となりました。

その他事業は、売上高28億82百万円（前期比24.1%増）、営業利益は2億11百万円（前期比46.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、新製品の量産対応や既存製品の増産対応を中心とした投資を行った結果、240億54百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、新規資金調達として100億円の借入を実施し、有利子負債残高は、1,476億54百万円となりました。主な資金使途は新規設備投資資金となります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 69 期 (平成26年 3 月期)	第 70 期 (平成27年 3 月期)	第 71 期 (平成28年 3 月期)	第 72 期 (当連結会計年度) (平成29年 3 月期)
売 上 高(百万円)	272,543	306,030	333,232	327,977
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	7,028	11,434	8,518	5,082
1 株当たり当期純利益 (円)	156.99	255.47	190.31	113.55
総 資 産(百万円)	258,186	315,910	314,859	329,391
純 資 産(百万円)	68,011	93,456	90,307	93,304
1 株当たり純資産額 (円)	1,265.79	1,772.70	1,698.32	1,744.52

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 69 期 (平成26年 3 月期)	第 70 期 (平成27年 3 月期)	第 71 期 (平成28年 3 月期)	第 72 期 (当事業年度) (平成29年 3 月期)
売 上 高(百万円)	140,946	149,058	146,902	146,936
当 期 純 利 益(百万円)	1,156	5,115	2,563	2,310
1 株当たり当期純利益 (円)	25.83	114.30	57.28	51.63
総 資 産(百万円)	183,745	213,582	212,625	224,192
純 資 産(百万円)	35,783	42,033	41,914	44,434
1 株当たり純資産額 (円)	799.44	939.10	936.45	992.76

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社両毛システムズ	1,966百万円	51.3%	情報処理サービス、システム機器の開発・販売
株式会社タツミ	715百万円	53.1%	自動車部品の製造・販売
東日本ダイカスト工業株式会社	70百万円	100.0%	アルミダイカスト部品の鋳造、切削加工
株式会社モミモ	90百万円	100.0%	プラスチック部品・自動車部品の製造
株式会社東葉電機製作所	70百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社サンユウ	100百万円	99.9%	自動車部品の製造
株式会社大嶋電機製作所	380百万円	84.2%	自動車部品の製造
株式会社落合製作所	12百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社ミツバロジスティクス	70百万円	100.0%	運輸・倉庫業
株式会社ミツバサンコーワ	300百万円	100.0%	自動車部品・用品の開発・販売
株式会社オフィス・アドバン	50百万円	100.0%	経理・人事事務受託代行業務、貸金業
株式会社両毛ビジネスサポート	30百万円	100.0%	IT教育、ヘルプデスク、ビジネスプロセスアウトソーシング

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社両毛インターネットデータセンター	90百万円	100.0%	インターネットデータセンターサービス、業務代行サービス、インターネットサービス
アメリカン・ミツバ・コーポレーション	81百万USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売、マーケティング
コルポラシオン・ミツバ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	2,146百万メキシコペソ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ド・ブラジル・リミターダ	31百万ブラジルレアル	100.0%	二輪車部品の製造・販売
ミツバ・イタリア・エス・ピー・エー	1百万ユーロ	85.0%	二輪車部品の製造・販売
ミツバ・オートモーティブ・システムズ・オブ・ヨーロッパ・ケー・エフ・ティー	10百万ユーロ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・マニュファクチュアリング・フランス・エス・エー	5百万ユーロ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ヨーロッパ・リミテッド	28百万イギリスポンド	100.0%	マーケティング
ミツバ・フィリピンズ・コーポレーション	56百万USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・シカル・インディア・プライベート・リミテッド	5,495百万インドルピー	99.9%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
ミツバ・エムテック・ベトナム・カンパニーリミテッド	510,365百万ベトナムドン	95.8%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
ピーティー・ミツバ・インドネシア	59,144百万インドネシアルピア	70.0%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
ピーティー・ミツバ・オートモーティブ・パーツ・インドネシア	10百万USドル	67.5%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
広州三葉電機有限公司	265百万人民元	66.6%	自動車部品の製造・販売
広州三葉電機（武漢）有限公司	90百万人民元	100.0%	自動車部品の製造・販売
三葉電器（大連）有限公司	336百万人民元	100.0%	自動車部品の製造・販売
三葉士林電機（武漢）有限公司	53百万人民元	55.0%	自動車部品の製造・販売
三葉電機（香港）有限公司	3百万USドル	100.0%	自動車部品等の輸出入販売、マーケティング

- (注) 1. 当社の議決権比率には当社の子会社が保有する議決権を含んでおります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、引き続き堅調な推移が見込まれるものの、保護貿易主義など、政策に関する不確実性の影響により、予断を許さない状況が続いています。また、当社を取り巻く事業環境は、車の進化や技術革新により、商品やビジネスの転換期を迎えるものと認識しております。

このような経営環境のなか、2014年度から2016年度の第10次中期経営計画においては、「商品開発力の強化」、「最適なグローバル生産供給体制の構築」、「品質保証体制の強化」を重点に進めてまいりました。

品質に対する要求はますます高まっており、2017年度から2019年度の第11次中期経営計画では、商品の品質保証と安定供給という基本を徹底することで、品質保証体制の強化につなげ、お客様満足の向上に努めてまいります。

また、お客様ニーズの変化と車の進化を先取りした新価値商品を提案してまいります。さらに、グローバル拠点ネットワークの強化により商品競争力を高め、収益基盤をより強固なものにしてまいります。

今後とも「世界の人々に喜びと安心を提供する」という当社理念のもと、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの強化により、社会の期待に応え、信頼される企業となるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループの事業内容および主要な商品は次のとおりであります。

事業内容	区分	主要な商品
輸送用機器関連事業	第一事業	(視界系) ワイパーシステム、ウインドウォッシャーシステム、ランプ類、ドアミラー
	第二事業	(利便快適系) パワーウインドウモーター、パワーシートモーター、サンルーフモーター、パワースライドドアシステム、アクティブフォースペダルアクチュエーター、ホーン、リレー
	第三事業	(エンジン補機・走行制御系) スターターモーター、ファンモーター、電動パワーステアリングモーター、電動オイルポンプ、電動サーボブレーキモーター、電子制御スロットルモーター
	第四事業	(二輪・汎用電装) スターターモーター、ACジェネレーター、ACGスターター、フューエルポンプモジュール、ホーン、リレー、ランプ類
	第五事業	(応用機器) 小型電動車両用各種駆動モーター、電動ベッド用リニアアクチュエーター
情報サービス事業	—	システムインテグレーションサービス、システム開発、ソフトウェア開発、受託代行業務
その他事業	—	自動車部品・用品の開発・販売、受託代行事業、貸金業

(6) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社／研究開発センター	群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地
横浜研究開発センター	神奈川県横浜市戸塚区東俣野町1760番地
浜松営業所	静岡県浜松市中区東伊場二丁目6番7号
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区栄二丁目13番1号
大阪営業所	大阪府豊中市蛍池西町二丁目14番地1号
赤城工場	群馬県みどり市大間々町大間々1106番地
新里工場	群馬県桐生市新里町野598番地
鬼石工場	群馬県藤岡市浄法寺1351番地
利根工場	群馬県沼田市白沢町尾合300番地
富岡工場	群馬県富岡市富岡1259番地1
福島工場	福島県田村市船引町北鹿又字沼ノ下100番地
新潟工場	新潟県南魚沼市山崎新田950番地

② 子会社

会 社 名	本 店 所 在 地
株式会社両毛システムズ	群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
株式会社タツミ	栃木県足利市南大町443番地
東日本ダイカスト工業株式会社	群馬県高崎市箕郷町生原1914番地2
株式会社モミモ	群馬県桐生市相生町三丁目136番地1

会 社 名	本 店 所 在 地
株式会社東葉電機製作所	群馬県みどり市東町神戸545番地 1
株式会社サンユー	群馬県桐生市相生町五丁目204番地11
株式会社大嶋電機製作所	群馬県太田市西新町135番地10
株式会社落合製作所	群馬県富岡市宇田250番地11
株式会社ミツバロジスティクス	群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地
株式会社ミツバサンコーワ	群馬県桐生市広沢町一丁目2789番地
株式会社オフィス・アドバン	群馬県桐生市広沢町一丁目2789番地
株式会社両毛ビジネスサポート	群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
株式会社両毛インターネットデータセンター	群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
アメリカン・ミツバ・コーポレーション	アメリカ イリノイ州
コルポラシオン・ミツバ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ ヌエボレオン州
ミツバ・ド・ブラジル・リミターダ	ブラジル アマゾナス州
ミツバ・イタリア・エス・ピー・エー	イタリア トスカーナ州
ミツバ・オートモーティブ・システムズ・オブ・ヨーロッパ・ケー・エフ・ティー	ハンガリー シャルゴタルヤン市
ミツバ・マニユファクチュアリング・フランス・エス・エー	フランス ヴァンデ県
ミツバ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス ロンドン市
ミツバ・フィリピンズ・コーポレーション	フィリピン カビテ州
ミツバ・シカル・インディア・プライベート・リミテッド	インド タミルナドゥ州
ミツバ・エムテック・ベトナム・カンパニーリミテッド	ベトナム ドンナイ省
ピーティール・ミツバ・インドネシア	インドネシア バンテン州

会 社 名	本 店 所 在 地
ピーティール・ミツバ・オートモーティブ・パーツ・インドネシア	インドネシア 西ジャワ州
広州三葉電機有限公司	中国 広東省
広州三葉電機（武漢）有限公司	中国 湖北省
三葉電器（大連）有限公司	中国 遼寧省
三葉士林電機（武漢）有限公司	中国 湖北省
三葉電機（香港）有限公司	中国 香港特別行政区

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
23,204名（4,681名）	1,484名増（402名減）

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、準社員・契約社員を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性 3,093名	34名増	41.64歳	17.83年
女性 964名	54名増	36.81歳	15.00年
合計または平均 4,057名	88名増	40.48歳	17.16年

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、準社員・契約社員を含んでおります。)であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	48,681百万円
株式会社みずほ銀行	17,660百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,255百万円
株式会社三井住友銀行	12,400百万円
株式会社群馬銀行	10,641百万円
株式会社商工組合中央金庫	9,567百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,497百万円
株式会社足利銀行	9,355百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の現況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 150,000,000株
- ② 発行済株式の総数 45,581,809株（自己株式823,307株を含む）
- ③ 株主数 4,582名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,199千株	4.91%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,837千株	4.10%
日産自動車株式会社退職給付信託口座 信託受託者 みずほ信託銀行株式会社 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,742千株	3.89%
ミ ツ バ 取 引 先 企 業 持 株 会	1,691千株	3.78%
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	1,662千株	3.71%
有限会社サンフィールド・インダストリー	1,550千株	3.46%
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	1,343千株	3.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,307千株	2.92%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,296千株	2.90%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,038千株	2.32%

（注） 持株比率は自己株式（823,307株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (平成29年 3月31日現在)

氏 名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
日野 昇	代表取締役会長	
長瀬 裕一	代表取締役社長 社長執行役員	経営企画管掌、情報システム管掌、営業管掌
高橋 良和	代表取締役 専務執行役員	事業統括
三田 賢一	代表取締役 専務執行役員	総務・人事統括、財務統括 株式会社オフィス・アドバン代表取締役社長 株式会社ミツバアビリティ代表取締役社長
阿久戸 庸夫	取締役相談役	
小林 幸治	取締役 (常勤監査等委員)	
三橋 輝英	取締役 (常勤監査等委員)	
藤原 晃	取締役 (監査等委員)	弁護士
葉山 孝	取締役 (監査等委員)	公認会計士 公認会計士葉山孝事務所代表
前原 和弘	取締役 (監査等委員)	株式会社横浜銀行 執行役員 リスク統括部長

- (注) 1. 当社は、平成28年6月24日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。当該移行に伴い、常勤監査役小林幸治氏および三橋輝英氏、監査役藤原晃氏の任期が満了し、また仮監査役葉山孝氏はそれぞれ監査等委員である取締役に就任しております。
2. 監査等委員である取締役藤原晃氏、葉山孝氏、前原和弘氏の3氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、小林幸治氏および三橋輝英氏の両氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 監査等委員である取締役三橋輝英氏および前原和弘氏の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員である取締役葉山孝氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は監査等委員である取締役藤原晃氏および葉山孝氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
高原勝男	平成28年6月24日	任期満了	取締役
工藤光和	平成28年6月24日	任期満了	社外取締役 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 執行役員 リスク統括部長 兼 サイバーセキュリティ 対策室長
塚越紀隆	平成28年5月6日	逝去	社外監査役 桐生瓦斯株式会社 代表取締役 社長
星野陽司	平成28年5月31日	辞任	社外監査役 星野物産株式会社 代表取締役 社長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がない場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (1名)	221百万円 (1百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 (3名)	36百万円 (11百万円)
監査役 （うち社外監査役）	6名 (4名)	11百万円 (2百万円)
合計 （うち社外役員）	18名 (8名)	268百万円 (14百万円)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く。）は5名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役3名）であります。上記取締役報酬の支給人員と相違しておりますのは、平成28年6月24日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）、任期中に退任した監査役2名および監査役から監査等委員である取締役に就任した4名を含んでいるためであります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査等委員である取締役葉山孝氏は、公認会計士葉山孝事務所の代表を兼務しておりますが、同所と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・ 監査等委員である取締役前原和弘氏は、株式会社横浜銀行の執行役員を兼務しており、同行は当社との間で金銭貸借等の取引関係があります。
- ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席回数			発言状況
		取締役会 (12回開催)	監査等 委員会 (10回開催)	監査役会 (3回開催)	
工藤光和	取締役	2回(100%)	-	-	主に財務の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
塚越紀隆	監査役	1回(100%)	-	1回(100%)	主にコンプライアンス経営・経営合理化の側面から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
星野陽司	監査役	1回(100%)	-	1回(100%)	主にコンプライアンス経営・経営合理化の側面から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
藤原晃	監査役	2回(100%)	-	3回(100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
	取締役 (監査等委員)	10回(100%)	10回(100%)	-	
葉山孝	監査役	-	-	-	公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
	取締役 (監査等委員)	10回(100%)	10回(100%)	-	
前原和弘	取締役 (監査等委員)	10回(100%)	10回(100%)	-	主に財務の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

- (注) 1. 前頁の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 監査役塚越紀隆氏については、逝去により退任するまでに開催の取締役会1回、また、監査役会1回の出席状況を記載しております。
3. 監査役星野陽司氏については、補欠監査役から監査役に就任し、退任するまでに開催の取締役会1回、また、監査役会1回の出席状況を記載しております。
4. 監査等委員である取締役葉山孝氏、前原和弘氏の両氏については、就任後開催の取締役会10回、また、監査等委員会10回の出席状況を記載しております。
5. 平成28年6月8日に前橋地方裁判所において仮監査役として葉山孝氏が選任され就任しましたが、当該就任日から仮監査役であった平成28年6月24日の間に取締役会および監査役会は開催されておられません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新宿監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	102百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役（監査等委員を除く。）、経理部門および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の過去の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査方針および監査計画について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれら合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性や職務遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案し、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「ミツバ経営理念」に基づき行います。
- (2) 当社は、代表取締役が議長を務める「グループ役員会」を設置し、当社グループにおけるCSR活動およびリスクマネジメント活動を統括いたします。
- (3) 当社は、「CSRコンプライアンス会議」を設置し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。特に独占禁止法の対応では当社グループにおける法令遵守体制を強化するため、「独占禁止法 危機管理・再発防止委員会」を設置し、再発防止に努めます。
- (4) 当社は、当社グループが社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底を図ります。
- (5) 当社は、グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
- (6) 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「ミツバなんでも相談窓口」を設置いたします。

②当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。

③当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- (1) 当社は、社内規定を整備し、前述のグループ役員会にて当社グループにおいて発生し得る損失の危険の管理に対応するための取り組みを進めております。また、当社グループの損失の危険の管理に対する対応の周知と徹底を図ります。
- (2) 当社は、商品の生産から販売までのリスクを扱う組織として「生販会議」を設置し、

商品の品質保証、安定供給および防災の観点からリスクの洗い出し、対策の指示または監査等、必要とされる対応施策を実行するとともに、グループとしてのBCP（事業継続計画）および適切な管理体制を整備いたします。

- ④当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- (1) 当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けます。
 - (2) 当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」および「常務会」等を設け業務執行の迅速化を図ります。
 - (3) 当社ならびに当社グループ各社は、中期（3年間）および単年度の事業計画を策定し、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な諸施策を立案し実行いたします。
 - (4) 当社は、当社「方針管理規定」に基づき当社グループの経営方針を管理すると共に、定期的なマネジメント・レビューにより子会社の取締役および執行役員の適切かつ迅速な業務執行を行います。
- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- (1) 当社は、当社グループ全社を3つのドメインに分類し、前述のグループ役員会において当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図ります。グループ役員会は、定期的に各ドメインの主管会社より各ドメインおよび各社の事業状況の報告を受けております。
 - (2) 当社は、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行います。
- ⑥当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
- (1) 当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。
 - (2) 当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。

- (3) 当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。
- ⑦当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- (1) 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは直ちに当社監査等委員会に報告を行います。
- (2) 当社監査室および関連部門は、当社監査等委員会に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。
- (3) 当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査等委員会へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備すると共に、当社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。
- ⑧当社監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について
- (1) 当社は、当社監査等委員会が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
- (2) 前項に加え、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- (1) 当社常勤の監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、常務会等、経営の重要な意思決定や業務執行の会議に出席するとともに付議資料を事前に確認いたします。
- (2) 当社監査等委員会は、当社監査等委員会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。

⑩財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な体制について

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制として、当社取締役会にて決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制等の構築および整備を行っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンス体制

当社は、法令ならびに社会規範等の遵守の徹底と運用改善を目的に「CSRコンプライアンス会議」および「独占禁止法 危機管理・再発防止委員会」を設置し、それぞれの分野における課題への対応を決定し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を強化しております。

また、遵法意識向上と不正行為防止等を図るため、当社グループ役職員に対しコンプライアンスに係る社内教育を実施し、グループ内部通報窓口「ミツバなんでも相談窓口」を運用することでコンプライアンス体制の実効性を確保するとともに、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の全役職員への配付によって、一人ひとりが日ごろ実践すべき行動の意識づけを行っております。

②リスクマネジメント体制

当社グループの「グループ役員会」は、上記も含めた当社グループの各活動およびリスクマネジメント活動を統括するとともに、各事業ドメインにおける活動の計画およびその他の課題への対応を決定しております。

当社は、災害リスク対策であるBCP（事業継続計画）活動において当社「防災管理規定」に事業継続計画の手順や災害発生時の対応等を記載し、当社グループ内へ展開しております。また、BCP以外のリスクとしてはカントリーリスク、品質リスク、労務リスクおよび情報漏洩リスク等の経営に重大な影響を及ぼすリスクを洗い出し、優先順位を決めた上で各部署機能においてリスク低減活動を進めております。

③取締役の職務執行の状況

当社は、当社「取締役会規程」に基づき取締役会を月1回以上開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な意思決定を実施するとともに、取締役の職務執行の適法性、適正性および効率性についての監督を行っております。

「常務会」「経営会議」等の経営に係る重要な会議には取締役が出席し、執行役員による職務の執行状況を確認しております。また、これら重要な会議の決裁書類および議事録等の重要な情報は、当社「文書管理規定」等の社内規定に基づき適切に保存および管理されております。

④内部監査体制

当社は、業務執行より独立した社長直下の内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、監査方針および期初監査計画に基づき実施した内部監査の結果を「監査報告書」にまとめるとともに、指摘事項に対する改善内容を事後確認し、改善活動の確実な実施等をフォローアップしております。

⑤グループ管理体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業の状況その他の重要事項について、各子会社より報告を受ける体制を整えております。また、四半期に一度開催される「グループ役員会」にて、コーポレートガバナンス・コードに対する各子会社の対応状況や各事業ドメインにおける活動の推進についての報告を受けております。

⑥監査等委員の監査体制

当社の監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務の執行状況を確認するとともに、経営上重要な事項に関する意思決定プロセスについての適法性および妥当性の確認を行っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様への安定的な利益還元を基本方針として考えており、業績ならびに配当性向および当社と当社事業環境を取り巻く諸事情を勘案しながら、適正な配分を行うよう努めてまいります。

また、内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら、研究開発、設備投資、海外投資、新規事業投資等に有効に活用し、将来の成長へつなげていくことで、株主各位のご支援にお応えしてまいります所存です。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、当期の業績を勘案し、平成29年5月10日開催の取締役会にて1株あたり15円（前年度普通配当は1株あたり14円）と決議いたしました。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	196,083	流 動 負 債	128,550
現金及び預金	75,789	支払手形及び買掛金	30,513
受取手形及び売掛金	56,988	短期借入金	51,722
有価証券	100	リース債務	2,192
たな卸資産	41,755	未払金	22,562
繰延税金資産	4,902	未払費用	2,426
その他	16,615	未払法人税等	1,713
貸倒引当金	△66	賞与引当金	4,573
固 定 資 産	133,307	役員賞与引当金	65
有形固定資産	77,980	製品保証引当金	4,057
建物及び構築物	23,048	受注損失引当金	434
機械装置及び運搬具	31,466	損害補償損失等引当金	3,352
工具器具及び備品	4,470	その他の	4,934
土地	6,268	固 定 負 債	107,536
リース資産	2,815	長期借入金	95,931
建設仮勘定	9,910	リース債務	2,822
無形固定資産	6,529	長期未払金	3,377
ソフトウェア	4,402	繰延税金負債	4,078
ソフトウェア仮勘定	174	退職給付に係る負債	1,233
その他	1,952	その他の	92
投資その他の資産	48,797	負 債 合 計	236,087
投資有価証券	31,432	純 資 産 の 部	
長期貸付金	3,609	株 主 資 本	76,888
繰延税金資産	1,811	資 本 金	9,885
長期前払費用	401	資 本 剰 余 金	15,592
退職給付に係る資産	9,342	利 益 剰 余 金	52,011
その他	2,351	自 己 株 式	△601
貸倒引当金	△150	その他の包括利益累計額	1,193
資 産 合 計	329,391	その他有価証券評価差額金	3,406
		為替換算調整勘定	△2,169
		退職給付に係る調整累計額	△44
		非支配株主持分	15,222
		純 資 産 合 計	93,304
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	329,391

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上		327,977
売上		272,491
販売費		55,486
及び一般管理費		32,798
営業利益		22,687
営業外収益		
受取配当金	518	
受取配当金	644	
受取配当金	70	
受取配当金	701	
受取配当金	886	2,822
受取配当金		
受取配当金	1,298	
受取配当金	2,987	
受取配当金	286	
受取配当金	722	5,295
経常利益		20,213
特別利益		
固定資産売却益	290	
固定資産売却益	60	
固定資産売却益	72	
固定資産売却益	109	
固定資産売却益	24	557
特別損失		
固定資産売却損	6	
固定資産売却損	1,868	
固定資産売却損	5	
固定資産売却損	1,703	
固定資産売却損	1,097	
固定資産売却損	2,335	
固定資産売却損	293	7,310
税金等調整前当期純利益		13,460
法人税、住民税及び事業税	6,536	
法人税、住民税及び事業税	△745	
当期純利益		5,791
支配株主に帰属する当期純利益		7,669
非支配株主に帰属する当期純利益		2,587
親会社株主に帰属する当期純利益		5,082

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,885	15,598	47,735	△600	72,618
当 期 変 動 額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△6	—	—	△6
剰 余 金 の 配 当	—	—	△805	—	△805
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	5,082	—	5,082
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	—	0	—	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△6	4,276	△0	4,269
当 期 末 残 高	9,885	15,592	52,011	△601	76,888

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,350	1,785	△740	3,395	14,293	90,307
当 期 変 動 額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	△6
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△805
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	5,082
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△0
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,055	△3,954	696	△2,202	928	△1,273
当 期 変 動 額 合 計	1,055	△3,954	696	△2,202	928	2,996
当 期 末 残 高	3,406	△2,169	△44	1,193	15,222	93,304

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
資産の部			負債の部		
流動資産		92,758	流動負債		85,390
現金及び預金		38,415	支払手形		817
受取手形		1,833	買掛金		15,438
売掛金		31,950	短期借入金		27,700
有価証券		100	一年以内返済予定長期借入金		9,350
商品及び製品		2,302	未払消費税		1,131
仕掛品		1,137	未払費用		21,434
材料及び貯蔵品		3,523	未払法人税等		545
前払費用		368	前受り金		279
未立替入金		8,946	賞与引当金		9
繰延税金資産		1,099	役員賞与引当金		158
その他の資産		3,061	製品保証引当金		42
貸倒引当金		23	損害補償損失等引当金		3,465
		△4	固定負債		1,954
固定資産		131,434	長期借入金		23
有形固定資産		23,381	長期未払金		94,367
建物		5,764	繰延税金負債		87,033
構築物		143			467
機械及び装置		8,034			3,085
車両及び運搬具		53			3,745
工具器具及び備品		821			34
土地		2,492	負債合計		179,757
建物		1,481	純資産の部		
建設仮勘定		4,589	株主資本		41,267
無形固定資産		3,814	資本金		9,885
借地権		66	資本剰余金		16,598
ソフトウェア		3,710	資本剰余金		16,597
その他の資産		38	利益剰余金		1
投資その他の資産		104,237	利益剰余金		15,384
投資有価証券		15,841	利益剰余金		1,235
関係会社株		79,795	利益剰余金		14,149
出資		1	償却資産圧縮積立金		20
長期未収入金		344	特別償却準備金		2
長期前払費用		17	買換資産圧縮積立金		6
前払年金費用		7,757	繰越利益剰余金		13,980
その他の資産		626	自己株式		139
貸倒引当金		△147	評価・換算差額等		△601
			その他有価証券評価差額金		3,167
資産合計		224,192	純資産合計		44,434
			負債及び純資産合計		224,192

損益計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		146,936
売上原価	売上原価		130,738
売上総利益	売上総利益		16,197
販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費		12,914
営業利益	営業利益		3,283
営業外収益	営業外収益		
受取利息	受取利息	60	
受取配当	受取配当	8,050	
受取貸料	受取貸料	301	
受取その他	受取その他	638	9,050
営業外費用	営業外費用		
支払利息	支払利息	971	
支払損差	支払損差	1,689	
支払料原	支払料原	228	
支払その他	支払その他	36	2,925
経常利益	経常利益		9,408
特別利益	特別利益		
固定資産売却益	固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	投資有価証券売却益	60	
受取和解金	受取和解金	72	
受取その他	受取その他	13	153
特別損失	特別損失		
固定資産売却損	固定資産売却損	3	
固定資産除却損	固定資産除却損	1,668	
減損損失	減損損失	2	
製品保証引当金繰入額	製品保証引当金繰入額	1,245	
取引調査関連繰入額	取引調査関連繰入額	1,097	
損害補償損失等引当金繰入額	損害補償損失等引当金繰入額	1,030	
その他	その他	240	5,288
税引前当期純利益	税引前当期純利益		4,273
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税	1,978	
法人税等調整額	法人税等調整額	△16	
当期純利益	当期純利益		1,962
			2,310

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金
							償 却 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 金	
当 期 首 残 高	9,885	16,597	1	16,598	1,235		21	3	6
当 期 変 動 額									
償却資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-		△1	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-		-	△1	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-		-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-		-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-		-	-	-
自己株式の処分	-	-	0	0	-		-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-		-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	-		△1	△1	-
当 期 末 残 高	9,885	16,597	1	16,598	1,235		20	2	6

	株 主 資 本						評 価 ・ 換 等 差 額	純 資 産 計
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				有 価 証 券 評 価 差 額	
当 期 首 残 高	13,980	△1,367	13,879	△600	39,762	2,151	41,914	
当 期 変 動 額								
償却資産圧縮積立金の取崩	-	1	-	-	-	-	-	
特別償却準備金の取崩	-	1	-	-	-	-	-	
剰余金の配当	-	△805	△805	-	△805	-	△805	
当 期 純 利 益	-	2,310	2,310	-	2,310	-	2,310	
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0	-	△0	
自己株式の処分	-	-	-	0	0	-	0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	1,015	1,015	
当 期 変 動 額 合 計	-	1,507	1,505	△0	1,504	1,015	2,520	
当 期 末 残 高	13,980	139	15,384	△601	41,267	3,167	44,434	

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社ミツバ
取締役会 御中新宿監査法人
指定社員 公認会計士 末 益 弘 幸 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 田 中 信 行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミツバの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミツバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社ミツバ
取締役会 御中

新宿監査法人

指定社員 公認会計士 末 益 弘 幸 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 中 信 行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミツバの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、執行役員及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

株式会社 ミツバ 監査等委員会

常勤監査等委員 小林 幸治 (印)

常勤監査等委員 三橋 輝英 (印)

監査等委員 藤原 晃 (印)

監査等委員 葉山 孝 (印)

監査等委員 前原 和弘 (印)

- (注) 1. 監査等委員藤原晃、葉山孝及び前原和弘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は平成28年6月24日開催の第71回定時株主総会の終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成28年6月24日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年9月30日に施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成27年法律第73号)において、特定労働者派遣事業(届出制)と一般労働者派遣事業(許可制)の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となったことに伴い、現行定款第2条(目的)の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(21) (条文省略) (21) <u>労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業</u> (22)～(23) (条文省略)	(目 的) 第2条 (現行どおり) (1)～(21) (現行どおり) (21) <u>労働者派遣事業</u> (22)～(23) (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされた結果、適任であると判断されております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひののぼる 日野昇 (昭和12年11月27日生)	昭和37年4月 日立工機株式会社入社 昭和41年6月 当社入社 昭和51年2月 当社取締役に就任 昭和54年6月 当社常務取締役に就任 昭和56年6月 当社専務取締役に就任 昭和60年6月 当社代表取締役副社長に就任 昭和63年6月 当社代表取締役社長に就任 平成19年6月 当社代表取締役会長に就任 現在に至る	285,529株
<p>【選任理由】 豊富な経営経験を有し、会長として経営の効率性と公正性を確保するコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めており、引き続き当社グループの経営への貢献を期待できることから、取締役として選任をお願いするものです。</p>			
2	ながせゆういち 長瀬裕一 (昭和29年1月6日生)	昭和51年4月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員に就任 平成24年4月 当社常務執行役員に就任 平成25年4月 当社社長執行役員に就任 現在に至る 平成25年6月 当社代表取締役社長に就任 現在に至る 平成29年4月 当社品質保証管掌 現在に至る	23,600株
<p>【選任理由】 豊富な経営経験を有し、社長としてリーダーシップを発揮しており、引き続き当社グループの経営への貢献を期待できることから、取締役として選任をお願いするものです。</p>			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	たか はし よし かず 高橋良和 (昭和26年10月22日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年1月 当社執行役員に就任 平成20年6月 当社取締役執行役員に就任 平成23年4月 当社取締役常務執行役員に就任 平成24年4月 当社取締役専務執行役員に就任 平成27年4月 当社事業統括 現在に至る 平成27年6月 当社代表取締役専務執行役員に就任 現在に至る	21,800株
	【選任理由】 当社グループにおいて主に事業・開発・購買に精通し、将来の商品開発の推進に不可欠な能力を有していることから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。		
4	み た けん いち 三田賢一 (昭和24年3月31日生)	昭和47年3月 当社入社 平成16年1月 当社執行役員に就任 平成20年6月 当社取締役執行役員に就任 平成23年4月 当社取締役常務執行役員に就任 平成23年4月 当社総務・人事統括、財務統括 現在に至る 平成25年4月 当社取締役専務執行役員に就任 平成27年6月 当社代表取締役専務執行役員に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社オフィス・アドバン代表取締役社長 株式会社ミツバアビリティ代表取締役社長	21,710株
	【選任理由】 当社グループにおいて主に経理および人事分野に精通し、財務および人事施策の推進に不可欠な能力を有していることから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 候補者三田賢一氏は、株式会社オフィス・アドバンの代表取締役であり、同社は当社との間で業務委託および資金の貸付の取引関係があります。
2. 候補者三田賢一氏は、株式会社ミツバアビリティの代表取締役であり、同社は当社との間で業務委託、労働者派遣および不動産賃貸借の取引関係があります。
3. その他の候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

取締役会の監督機能の強化を図ることを目的として、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
段谷 繁樹 (昭和23年9月9日生)	昭和46年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社 平成18年1月 同社執行役員 兼 非鉄金属部長 平成20年4月 同社常務執行役員 平成23年4月 同社専務執行役員 平成24年4月 同社副社長執行役員 営業管掌 平成24年6月 同社代表取締役副社長執行役員 営業管掌 平成27年5月 同社代表取締役副社長執行役員 社長補佐 兼 営業管掌 平成28年6月 同社副会長執行役員 現在に至る	- 株
【選任理由】 業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、豊富な経営経験を有し、当社コーポレート・ガバナンス体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 候補者段谷繁樹氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
 2. 候補者段谷繁樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 候補者段谷繁樹氏は、社外取締役候補者であります。
- ①社外取締役候補者とした理由につきましては、上記の「選任理由」に記載のとおりであります。
 ②本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は、段谷繁樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 ③段谷繁樹氏は、過去5年間に当社または当社の特定関連事業者の業務執行者または役員となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 ④段谷繁樹氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 ⑤段谷繁樹氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員(業務執行者であるものを除く。)の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 ⑥段谷繁樹氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

場 所 群馬県桐生市広沢町一丁目2789番地1
 株式会社ミツバ ミツバビル7階ホール
 電話 0277-52-0111 (代表)



最寄り駅 東武桐生線 新桐生駅より 徒歩10分
 JR両毛線 桐生駅より タクシーにて10分

最寄IC 北関東自動車道 太田桐生ICより 15分
 北関東自動車道 太田藪塚ICより 20分

